



JASDAQ

平成 25 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 EMCOM ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 楊 燕姫
(J A S D A Q ・ コード 7954)
問合せ先 経理部長 菊池 貴之
電 話 03-5436-4280

当社株式の大阪証券取引所における「合併等による実質的存続性の喪失」
に係る審査に関するお知らせ

当社株式は、大阪証券取引所より平成25年1月1日付けで監理銘柄(確認中)に指定されておりますが、その後の状況に関して下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、平成21年7月23日より平成24年12月31日までを期日とする「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間」に入っております。

当社では、当該猶予期間解除に向け全力で取り組んで参りましたが、猶予期間終了日である平成24年12月31日までに新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査申請(以下、「適合審査申請」といいます。)を行えないため、監理銘柄(確認中)に指定されております。

監理銘柄(確認中)指定後においても、当社が適合審査申請を行い、これが受けられた場合は、監理銘柄(審査中)に指定されます。

しかし、猶予期間終了後最初の有価証券報告書提出日(平成25年3月下旬予定)から起算して8日目の日(休業日は除く)までに当社が適合審査申請を行わない場合、上場廃止となる銘柄として整理銘柄に指定され、その後、原則1ヶ月間の整理売買を経てJASDAQ市場への上場が廃止となります。

(適合審査申請準備の状況)

当社は、適合審査申請について、制度上幹事取引参加者(証券会社)が作成した確認書の提出が義務付けられていることから幹事証券候補会社とともに、適合審査申請に係る作業を進めておりました。

しかしながら、幹事証券候補会社より平成24年12月期を基準期として適合審査申請ができる状態ではないと判断されており、いまだ確認書の準備、作成にまで至っておりません。

(今後の取り組みおよびご注意)

当社といたしましては、上場維持のため最大限の努力を重ねてまいりましたが、上述の理由により、現時点において大阪証券取引所に対し適合審査申請を行える目途がたっておらず、上述の通りその期限も迫っております。

当社では、今後も必要に応じて適時開示を行い、決算短信、有価証券報告書等の法定開示書類さらには当社WEBサイト等においても注意喚起を行ってまいります。当社株式を保有されている株主各位および当社株式の

取得を検討されている投資家各位におかれましては、こうした当社の状況について充分にご認識のうえ、賢明なご判断をいただきますようお願い申し上げます。

以 上